

第14回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成26年5月16日（金） 18:00～
場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール
出席者 委員：板倉委員 小野委員 小林委員
川内委員 名塚委員（議長） 西村委員 平間委員
小池委員 蓑島委員 山崎委員（委員長） 西田委員
（欠席：鈴木委員 川村委員）
事務局：総合政策部 浅見部長
都市経営課 菅野課長 熊谷課長補佐 河面主査
傍聴人 0名

1. 開会

2. 挨拶

- ・ 4月25日付で委員を委嘱された西田委員より挨拶があった。

3. 議事

- ・ 名塚議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）先進地視察の報告について

- ・ 事務局より、資料1に基づき先進地（帯広市）視察の報告がなされ、視察に参加した各委員からそれぞれ感想が述べられた。

【先進地視察の感想】

（○：委員発言 ◎：委員長発言 ■：議長発言 ●：事務局発言）

- ◎ 条例制定後、5年経過した上での状況を聞いたのが大きな収穫。条例の市民への浸透がなかなか進んでいない現実を客観的にとらえることができた。見習うべきは、だからこそ、情報公開や市民参加・協働を具合的な実践で進めていくことについて、弛まぬ努力を市役所と住民が行っている点。

我々も参考にすべきところは活用できればと思う。

- 条例には直接関係ないが、先方でいただいた封筒が広告主からの「寄贈」であった点に感心した。おそらく、ここに至るまで経費節減を始めとしたきめ細やかな取り組みがあって、その結果の一つなのだろうと感じた。
条例については、帯広市は「周辺町村も含めた圏域26万人」という捉え方をしており、周辺のエネルギーを生かす発想の条例にしている点は見習わなければと感じた。
- 事前に図書館も視察したが、35億円かかっていることを知って驚いた。
また、帯広市は土地柄としてオール十勝という意識が強くあって、それが「周辺町村も含めた圏域」という発想に繋がっているものと思う。
さらに、帯広市は高校生ワークショップも行ったとのこと。彼らが大人になったときまちづくりの中核になる、という意識は大切と感じた。
最後に市民周知については、色々工夫はしているが浸透度はまだまだで、やはり大変なことなのだと印象を受けた。
- 福祉・防災等のための地域情報の共有と個人情報保護の両立では、帯広市も苦慮されているとのことだった。その点、自治基本条例の制定によって、できる限り、個人情報を適正に扱える道がないものかと思う。
- 委員就任依頼をいただいた時から、「自治基本条例」という名称は難しいと感じていた。釧路市、阿寒町、音別町の合併の時には、「まちづくり」というテーマで、随分地域の話し合いをしてきているので「まちづくり」という単語は市民にも浸透していると思う。
その点、帯広市は「まちづくり基本条例」としており、イメージがしやすかった。釧路市も「まちづくり」という表現を使っても構わないのではないか。

(2) 条例素案たたき台の検討

- ・ 事務局より、資料2、第13回配付資料3-2に基づき、条例素案たたき台「第4章情報共有」についての説明があった。
- ・ それに対して委員長からの補足があった後、意見交換がなされた。

【事務局説明に対する委員長補足】

- ◎ 情報共有のためには、どのような手段、手法が重要なのかについて、改めてご意見をいただきたい。特に、情報共有が実効的なものになるためには、市からの分かりやすい情報提供と、市と市民、双方向の情報共有が大切である。そのために、日常的に感じていることをご示唆いただき、この条項について深く検討していきたい。

【意見交換】

- 情報共有のためには、情報発信が第一歩になるが、日常の活動をしている中でも、どのような情報を発信すべきかを迷うことがある。
情報を受け取る人は、それが価値のある情報かどうかを、無意識に一定の基準を持って選択する。そのため情報を発信する側もその点を考慮する必要がある。
- 今、市は公共施設適正化計画について住民説明会を行っている。開催にあたり広報誌に掲載した他、チラシを5,000枚用意して町内会で回覧までしたのに、参加者は少ないとのことだった。
自分もその周知を見たときに、行くべきかどうかの判断がつかなかった。それは「公共施設適正化計画」という単語が何を意味しているのか理解できなかったため。これが、地域会館、スポーツ施設と書かれてあれば状況は変わると思う。行政用語は市民には分かりづらいことが多い。周知の際に、もう少しきめ細やかさ、市民に対してわかりやすい表現に心がけてもらえると、参加者も増えるのではないか。
また、まちづくりに興味・関心を持つ人は確かにいる。ただ、その気持ちをいかに引き出すかは、行政側のわかりやすい説明にかかっていると思う。
- 広報くしろに「みんなの掲示板」というコーナーがあるが、紙面の都合上、掲載は市の関連団体、関連施設に関する情報がほとんどで、民間団体のものは事実上載らない。一般市民の活動を周知するために、広報くしろを活用できれば良いが、中々難しいのが現状。市のホームページについても、市民からの情報も載せられるような方法があってもよいのではないか。
また、特に国の補助金に多いが、通知から締切まで期間が短く、対応できないケースがある。市民活動の促進にも関わることなので、そういった情報をスピーディーに提供する仕組みがあってもよいのではないか。

- 「地域福祉実践計画」の策定時、市民のみなさんとグループワークを行い、様々なご意見をいただいた。手間はかかるが、少人数で顔が見えると言いたいことが言えると思う。また、アンケート調査も行ったが、据え置き型にはせず、協力いただいた民生委員に対象者への直接聞き取りをお願いしたところ、回収率は極めて高かった。ここでも顔をつきあわせることが大切だということがわかる。さらに、対象者からだけでなく、民生委員からも貴重なご意見をいただけたので、非常によかった。

帯広市の「市民意見を聴取する基本的な事項」には、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントが手法として例示されているが、このような手引きは大切と思う。

市と市民の双方向性という観点では、フェイスブックを始めとするSNSの活用も検討すべきと思う。

- ◎ わかりやすい広報誌の一例としては、住民からの声とそれに対する市の回答を掲載する形式が挙げられる。シンプルだが有効。パブリックコメント制度もその一環と言える。その際、自分が言った意見がどう受け止められて、どう改善したのがわかることが大切。

また、委員からも発言があったが、直に会って直接話をするのは非常に大切。手間暇はかかるが、自分の言っていることが相手に伝わると実感できる。

先進的な自治体では、札幌市が、無作為抽出した市民を集めてワークショップを開催しているという例もある。これは釧路市に推奨するというわけではないが、事例の一つとしてご紹介した。

- 地域でDIG（災害図上演習）をやる度に感じるのは、行政の方がグループにいと、全体の話がわかりやすくなって、理解度が増すという傾向がある。地域によっては行政の方との繋がりが少ないところも多いので、そのあたり改善する余地があるのではないかな。

- たたき台第13条第1項で「まちづくりに関する情報」と規定している。一方で、帯広市の条例では「市民生活及びまちづくりに必要な情報」という定義をしており、「まちづくり」と「市民生活」を峻別した上で、「必要な情報」と、提供する側が選ぶことを前提とした文言にしている。この点は、今後の議論に影響を与えると思うので、着目した方がよい。

また、第2項について、帯広市では、市民の情報収集の努力規定だけだが、釧路市では情報発信や、他の市民との情報共有というところまで努力義務を広げている。「収集するよう努める」、「自ら発信する」までは理解できるが、「市や他の市民と情報共有」はイメージしにくい。解釈の余地が広

いのもう少し煮詰めた方が良いのでは。

- 第1項に関して、これまでの条例の名称についての議論では、「自治」は行政を中心に地方自治体としての釧路市をどう動かすかという意味で、「まちづくり」は、それより踏み込んで公共的な市民の活動をすべて含むという意味で、それぞれ使われていたと認識している。それを踏まえると、ここでいう「まちづくり」という表現には、帯広市でいうところの「市民生活」と「まちづくり」という意味がある程度含まれるのではと考える。

また、「関する情報」と「必要な情報」の違いはご指摘の通りで、事案によって「必要な情報」は異なると思われるので、「関する情報」としておいた方が運用しやすいのではと考え、たたき台ではこのような条文にしている。

第2項の「他の市民との共有」に関しては、これまでの議論の中で「市民活動は一人ではできない。市民同士のつながり、情報共有も大切。」という趣旨のご発言があった。これは、重要なキーワードで条文として拾うべきと考え、このような文言を入れている。

- 「まちづくり」について見てみると、第3条で「公共の福祉を目的として行う全ての公共的な活動をいう」とし、広めに規定している。この点は、別途議論していきたいと考えている。

「他の市民や市と情報を共有する」の部分では、「市民同士の情報共有」については理解されると思うが、「市との情報共有」という点では、事務局としてはどう考えているのか。

- 通学路で危険な箇所がある、信号が壊れている、等の情報を市民の方が認識した時に発信していただいて、それを市が共有して点検に繋げる。一例を挙げるとそのようなイメージを抱いていた。

現在すでに、行政運営において市民から様々な意見をいただいているが、どうしても見逃しがちな部分をサポートしていただいているという認識があり、その点を条文化したと考えていただければ。

- 「自ら情報を発信し情報を共有する」ということは、突き詰めていくと市民に一種の通報義務を課すことに繋がりがねない印象があるので、もう少し柔らかい表現にならないものかと思う。
- 私はそこまで強い印象を受けていない。「努める」というのは「奨励する」という程度の意味であるので、それによってよりよいまちづくりを可能にする程度のイメージで捉えていた。

- 私もそこまで問題はないと考える。市民が積極的にまちづくりに参加することを示す表現として捉えている。あまり無関心のままでは駄目だ、と。
- 委員が懸念されている、「通報義務を課すもの」という受け取り方をされないよう、事務局には素案作成の段階で法制的なチェックをお願いすることにして、この点についてのご指摘を記録として残し、次に進みたい。
- 第13条第2項の努力義務は、構文上、どこまでにかかるものなのか。
- 具体的なケースにもよるが、「自ら情報を発信する」とことと、「他の市民や市との情報の共有」の両方にかかると考えられる。市と市民の双方向の情報のやり取りが大切という意識の上で、共有のためには発信が必要ということで、この順番で記載している。素案作成の段階で今一度チェックしたい。
- 第14条の情報公開について「公文書の開示等」との規定があるが、釧路市情報公開条例の規定と少し異なっている。なにかを想定して「等」を入れているのか。
- この「等」には特別な意味はない。釧路市情報公開条例の規定とそろえる形で見直したい。
- 釧路市は「市民に説明する責務を全うするために」と、説明責任の面から情報公開を行うとの表現にしているが、帯広市は、「市民の知る権利を尊重する」という前提から書き起こしている。結論は変わらないかもしれないが、ここはどこかに影響するものかどうか。
- ◎ 「市民の知る権利を尊重し」という表現は、現在までの情報公開施策の実践の中で練り上げられた言葉だと思う。個人的には条文に入れたい。
- 「知る権利」から書き起こすと、他の条項と比較して重々しくなってしまうため、バランスを取った。仮に「知る権利を基礎とする」という一文を入れた場合、他の条項、例えば「男女平等参画」についても、その背景にある基本的人権等の表現を入れることになる。知る権利が大事ということはご指摘の通りだが、個別の釧路市情報公開条例でしっかりと背景の説明をしているので、自治基本条例には行政の責務のみをシンプルに書くという形にした。ただ、これはあくまでも事務局としての見解なのでご検討いただきたい。

○ 個人情報保護についても言えるが、釧路市には既に立派な条例があるので、ここで屋上屋を重ねる必要もないのではないかと思います。

○ 「等」という言葉は、他の条例でもよく使われる表現なのか。これがあると、結局なんでも入ってしまうような印象を受けるが。

■ 条例で「等」という言葉を使う時は、略称の規定であるので、それが何を指すのかを明らかにするのが普通。後々、法制部局のチェックで指摘されると思うので、そこではっきりさせるべきだと思う。

■ 第13条は、第4章の冒頭の条となり、章の総則としての役割もあるので、組み立てを工夫する必要もあるのではないかと。例えば、釧路市情報公開条例の目的規定に表現されていることを、第13条でカバーすることも検討できると思う。

◎ 釧路市情報公開条例のように関連する個別条例がある場合は、「別の条例で定めるところにより」と規定している自治体があるが、たたき台では一切入れていない。この点はどのように考えているのか。

● その点は検討したが、自治基本条例は広い範囲をカバーする条例であるため、関連する条例をすべて入れるとなると膨大な量になり、運用が煩雑になる上、かえって読みづらくなるのではないかと指摘が法制部門からあったため、外している。

■ 情報公開に関していうと、以前は、自治基本条例で情報公開を規定するときに、「大切なことなので個別の条例で規定せよ」という縛りをつける動きがあったと思う。

ただ、現在は、全国的に条例で規定していない自治体はほぼなくなつたとされているおり、煩雑な方法をとらなくなってきたのかもしれない。

■ 防災対策に取り組む際に、個人情報保護に配慮しながらも、必要な情報が地域に提供される必要があるという点は非常に大事なことなので、条文化できないにしても、解説書等の中で出すべき話ではないかと思う。

先日、NHKで釧路発祥の「SOSネットワーク」の取り組みが紹介されていた。個人情報本来、警察や自治体とのやりとりは厳しく規制されているが、釧路方式として一定のルール化がなされていて、上手く運用されているとのことだった。

- 「SOSネットワーク」は、釧路の「たんぼぼの会」が最初に始めた取り組みで、警察、保健所、FMくしろ、ハイヤーやトラック協同組合等が連携し、徘徊高齢者の捜索と、再発防止の支援を行う優れたシステムで、全国的に広がっている。

個人情報取り扱いも有用なシステムになっているとのことで、例えば、FMくしろで放送する際にも、家族の同意を得ながら、どこまでの情報を出すかを個別に判断し、運用している。

- 放送の中では、警察が保有する情報については、北海道個人情報保護条例の適用除外規定をあてはめながら運用しているとも紹介されていた。

(3) 市民周知の方法について

- ・ 事務局より資料3、資料4に基づき今後の市民周知の手法について説明がなされた。
- ・ 事務局説明の後、質疑応答があった。

【質疑応答】

- 6月27日の講演会の内容はどのようなものになるか。
- 冒頭、市長からこれまで報告も兼ねた挨拶を行い、その後、山崎委員長にご講演いただく。
- ◎ 自治基本条例が釧路市を元気にする為の条例であることを、できる限り市民の方に理解してもらえよう話をしたい。抽象的なキーワードだけではわかりにくいので、過去の事例やこれからのケースに即して話したいと思っている。具体的な事例についてはこれから事務局と詰める予定。
- 8月31日にわっと10周年生誕祭を予定しているが、「市民活動がまちを変える」を大きなテーマとしている。その一つとして「まちづくりフォーラム」を行う。その中では蝦名市長と、もう一人道内の首長にお越しいただき、コーディネーターを山崎委員長にお願いすることになっている。自治基本条例のみを取り上げるということにはならないが、そのあたりも交えてお話いただければと思っている。

4. その他

- ・ 発言等、特になし。

5. 閉会

- ・ 事務局より、第15回検討委員会を6月6日（金）18時に実施する旨の連絡があった後、閉会となった。